

お客さま 各位

柏崎信用金庫

電子交換所設立に伴う当座勘定規定等の改定について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、全国銀行協会は電子データによる手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を設立し、本年11月より、手形・小切手の交換業務を開始します。

これに伴い、全国各地に設置されている手形交換所は全て廃止となり、原則、すべての手形・小切手が「電子交換所」を経由した取り扱いに変更となります。

つきましては、本年11月より、下記の規程を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、当金庫ホームページ上に掲載し、改定日前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきますのでご了承ください。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・小切手用法

3. 主な改正内容

（当座勘定規定）

- ・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人情報センターへの登録削除

（手形用法・小切手用法）

- ・電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ・電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ・金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額復帰または訂正等の記載破りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加

※改定後の規定は「預金規定集」ページに掲載します。

以上